

がん登録推進法と 個人情報の取扱い

ISHII Kaori

石井 夏生利

中央大学



2022年9月15日、日本がん登録協議会において、個人情報保護法に関する勉強会の講師を務めました。全国がん登録制度を運用し、がん登録情報を活用することは、国のがん対策の一層の充実に貢献する点で極めて公益性が高いものといえます。他方、がんに関する情報は非常に機微性が高く、個人情報の中でも慎重な取り扱いを要します。そのため、個人情報保護法は病歴を「要配慮個人情報」に含め、一般の個人情報よりも高い保護措置を講じています。しかし、がん登録推進法と個人情報保護法との関係は必ずしも明確ではありません。そこで、「がん登録等の推進に関する法律の改正に向けた課題解決に関する研究」の研究班の下に法律分野・技術分野の専門家で構成されるワーキンググループが設置され、2022年5月、その検討結果は研究班の報告書として取りまとめられました。報告書は、がん登録推進法第4条において、同法の施行後5年を目途とした見直し規定を設けていることを踏まえ、同法の改正の際に検討すべき論点を整理したのになります。この報告書で示された論点等を参考にしつつ、厚生科学審議会がん登録部会は、2023年6月19日、「全国がん登録及び院内がん登録における課題と対応方針 中間とりまとめ(案)」を公表し、同法の見直しや運用のあり方について継続的に検討を進めています。

上記の勉強会では、個人情報保護法の概要とともに、報告書で検討された論点を説明し、参加者との間で意見交換を行いました。特に、個人情報保護法と関わりを持つ論点としては、①がん登録推進法と個人情報保護法の定める文言(用語)の違い、②がん登録推進法と個人情報保護法の適用範囲の境界、③個人情報保護委員会の関与、④越境データ移転、⑤他のデータベースとの連携、⑥商用利用、⑦同意が挙げられます。

①は、主に、「調査研究」と「学術研究」、「匿名化」と「匿名加工」の概念整理が課題となります。個人情報を取り扱う場合に、法令によって用語や定義が異なることは、法の安定運用を阻害しますので、定義は同一にすべきです。他方、希少ながんの調査研

究のためには、緩やかな匿名化が必要となる場面もあり、この場合は別の定義や取扱いのための要件を設ける必要があります。②及び③は、がん登録情報の保護に対する個人情報保護委員会の権限についての論点です。がん登録情報は機微情報ですので、専門機関である個人情報保護委員会の支援を得られる仕組みを設けることが望ましいと考えられます。④は、個人情報保護法の分野では最も注目を集める論点です。がん登録情報の越境移転は、がん登録推進法第17条の解釈に基づき可能と解されていますが、講ずべき保護措置は個人情報保護法と同等の水準を保つ必要があります。上記がん登録部会の中間とりまとめ(案)は、提供依頼申出者は国内にある者のみとする、国外の利用者は国内の申出者との共同責任のもとで利用する、国外の利用者は日本が加盟する国際機関又は相当の公益性があると認められる者であって、適正な安全管理体制や利用者の外形的な信頼性・実績の有無等の要件を満たす者とする等の慎重な方針を示しています。⑤のデータベース連携は、個人情報保護の観点から現時点では難しいと考えられます。仮に政策的な観点からデータ連携を行う場合には、連携する必要性や正当性を精査し、全国がん登録データベースと同等レベルの保護措置が必要と考えられます。⑥の商用利用について、仮に匿名化した個票情報を提供する場合は、がん登録推進法や個人情報保護法の趣旨を逸脱しない利用を保障する必要があります。⑦について、がん登録情報の取扱いを適法化するために同意を用いるのであれば、明文で条件等を定めることが必要です。以上のほか、がん登録推進法固有の論点としては、第20条の解釈や院内がん登録の規定の見直しなどが挙げられます。

がん登録推進法は、2013年に議員立法で成立した法律である一方、個人情報保護法は、2003年の成立後、数次にわたる改正を経て大きく変化を遂げています。両法の間関係を整理することは容易ではありませんが、全国がん登録情報等を適切に活用するためには、1つ1つ論点を整理し、課題解決に向けた方針を示していくことが重要です。